

青森県精神保健福祉士協会
後援名義等使用許可取扱についてのガイドライン

1 趣旨

青森県精神保健福祉士協会の後援名義使用の取扱について基準を定めるものである。

2 承認基準

次の（１）及び（２）に該当すると認められるもの

（１）主催者の基準

- ① 行政・公益法人及びこれに準ずる団体
- ② 主催者の設立目的や組織が明確であり、事業遂行能力が十分であると判断される団体
- ③ その他、福祉団体等で特に公益性が高いと認められる団体

（２）事業内容の基準

- ① 事業の目的及び内容が明らかに公共の福祉の向上に寄与するもので、公益性のあるもの
- ② 事業の規模・範囲が原則として県下一円にわたるもの
- ③ 営利を目的としないもの
- ④ 宗教的・政治的・反社会的色彩を有しないもの

3 その他

（２）にかかわらず、一部地域を対象とするものであつて、公益性が高いと会長が認めるものには後援を承諾することができる。また、経費の負担等を行わない。

4 申請手続き

後援名義資料承認申請書に次の書類を添付して申請すること。（後援名義使用承認申請書は別紙によるものとする。）

- （１）主催者の存在及び基礎を明らかにする書類（団体規約等）の写し
- （２）申請する事業に係る開催要項等の写し

5 許可の取消し

行事等の内容が申請と著しく異なるとき

6 附則

このガイドラインは、平成30年12月1日から施行する。

(別紙)

後援名義使用申請書

青森県精神保健福祉士協会 会長 殿

(申請者) 主催団体名

所在地

代表者名

連絡担当者

連絡先

印

下記の事業（行事）について、後援名義使用致したく申請します。

事業名（行事名）	
期 間	
事業目的	
事業内容	
会 場	
参加人数	

添付種類

- 1 主催者の存在及び基礎を明らかにする書類（団体規約等）の写し
- 2 申請する事業に係る開催要項等の写し